

## 近畿大学法科大学院 2010年講演会

日 時 平成22年12月4日(土) 13:00~14:30

場 所 近畿大学本部キャンパスB館10階MM教室

テーマ 「司法制度改革がもたらしたもの」

講 師 宮崎 誠 氏(元日弁連会長)

紹介にあずかりました宮崎でございます。今日はつたない話を聞きに来ていただきまして、ありがとうございます。

「司法制度改革がもたらしたもの」という今日の演題ですが、私は日弁連活動の中で司法改革の一部に携わってまいりました。裁判所から見た立場、検察庁から見た立場、あるいは産みの親である佐藤幸治先生から見た立場、いろいろあろうかと思えます。そういう意味で、本日は日弁連サイドから見た「司法制度改革がもたらしたもの」ということになると思えます。

(以下スライド併用)

### # 3 弁護士会の沿革

取りあえず、日弁連はどんな組織か、日弁連の会長は何をしているのか、法科大学院の皆様はある程度ご存じかと思いますが、代言人制度から始まって、今年で約130年ですか。戦前も司法省の監督を受ける各地の弁護士会、全国組織の日本弁護士協会はありましたが、戦後、議員立法によって弁護士法が制定されました。議員立法でしたが、憲法上規則制定権(77条)を有する最高裁の

司法制度改革がもたらしたもの

反対もあり、国会を通過するのに難航しまして、衆議院を通ったけれども参議院で否決されて、また衆議院の3分の2条項で成立した。その結果、強制加入、完全自治権を有する日弁連が発足しています。従って、弁護士法によって誕生した日弁連としては60周年になります。

#### # 4 日弁連 創立60周年

60周年の記念切手を発行しましたので、その記念切手に載っている画像をそのまま取ってきたわけです。場所は、大変いい場所にあります。霞が関で、東京高裁の裏側、検察庁の横側、日比谷公園が真ん前です。隣には厚生労働省があって、日夜デモの声が鳴り響いています。

なぜこんな一等地に民間団体の日弁連がいるかということ、先ほどの沿革でも申しましたが、終戦まで弁護士会は司法大臣の監督下にあったわけで、従って東京の3つの弁護士会と日弁連の4つの会館も皆、法務省の敷地中にあったわけです。法務省の中において、総会など集会の際の検事の見張りのためのテラスが建物の2階、玄関の上にあります。不逞の輩と思われていたのだろうと思いますが、4つの建物の土地使用料をそれぞれが払っていたので、何となく借地権的なものがあるのではないかということで、東京の3弁護士会と日弁連の4つを合わせて、こういう立派な場所で、国有地を貸していただいているということです。

念のため、建築費用は全て会員の寄付でまかなわれています。

#### # 5 司法制度改革の三つの柱

さて、今回、佐藤先生などが大きく関与されて、司法制度改革が実現しました。

中坊公平という日弁連の会長をした人が提唱していた「2割司法の打破」が合言葉でもありました。

今まで法的紛争は、裁判所や、弁護士が絡むなど、司法が絡むのはわずか2割程度しかない。あとはまず地方の議員さん、村会議員、町会議員、あとは町の有力者がやっている。そのほかは事件屋・暴力団がやっている。そういうことで「2割司法」と言われていたわけで、紛争が、力関係など合理以外の要素で決まるのではなく、何とか透明・公平な司法が解決する分野を幅広くしたい。先進諸国のように、多くの法的紛争が司法制度の中で解決されていくようにしたい。

こういうことで、第1の目標が、「より利用しやすく、分かりやすく、頼りになる司法制度」を作ろうということです。

第2に、それを支える基盤として不可欠な、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。こういう改革の中に法科大学院の設立もあったわけです。

第3が、司法というのは専門家の官僚と弁護士だけという、国民からは数居の高い存在になっていたわけです。国民的統制が一番弱いのは、ご承知のとおり司法の分野です。国会は選挙で成り立ちます。行政は上に来る大臣・副大臣が国会議員です。ところが、司法は上に頂く最高裁長官も官僚ですし、検事総長も官僚ですし、私は全会員の直接選挙で選ばれましたが、日弁連会長も国民から選ばれたわけではありません。そういう意味では国民に基盤を置いていないわけです。それを、国民的な基盤を強くしようと。そのことの方が国民の信頼を得ることができるということで、裁判員裁判など、市民参加の改革が行われたわけです。

## # 6 司法制度改革—沿革

司法制度改革というものが政府レベルで取り組まれ始めたのは、1999年です。わずか10年ちょっとしか経っていないのに、この間さまざまな大改革が行われて、司法の在り姿が大きく変わりました。司法制度改革審議会（1999年～

司法制度改革がもたらしたもの

2001年)が始まって5年後の2004年には法科大学院が開設されるという、猛スピードで改革が行われたわけです。

## # 7 司法制度改革審議会が誕生するまで

さて、私はポンチ絵（一目見て分かる絵やグラフにまとめたもの）を持参しました。日弁連から見て、司法制度改革とはどういう歴史的経過で生まれてきたのだろうと。ある日突然、内閣が指示して司法制度改革審議会ができたわけではない。歴史的な必然性があるわけです。

この歴史的必然の始まりは1989年、法務省が提案した「司法制度改革の基本構想」の提言があるわけです。当時司法試験が400人、500人しか合格しないので、検事のなり手がほとんどいなくなってしまったのです。13人とか18人とか、これはたまらないということで、日弁連から言うと「自分たちの改革をおざなりにして、人のせいにするな」ということですが、試験制度があまりに受験地獄になりすぎていて、司法試験に通るために何年もかかる。合格者も高齢化する。社会問題となり、これは何とかしなくてはという風潮もあり、もっと短期間でも合格できる制度に改革しようということを、法務省が甲案、乙案、丙案と3つの改革案を打ち出したわけです。丙案は3案の中では合格数が一番少ない700人程度ですが、500人は成績順に合格させ、あと200人程度は3回内の受験者層の中から選ばうと。皆さん方には回数制限がありますが、このときの丙案もそうでした。やはり若い人の方が検事にもなってくれる。10年も受験勉強してくると、元を取らなくては駄目だということで、みんな弁護士になる。定年も早く来ますから、検事になってくれない。そのようなことがきっかけで結果的に、司法制度改革を訴える最初の提言となりました。

これを受けて日弁連も、司法制度改革は試験制度だけにとどまるものではないとして、日弁連の悲願の、いったん弁護士になって、それから検事や裁判官になるという、イギリスやアメリカ型の法曹一元の制度を目指すべきだと提言

し、より国民に近い、親しみやすい司法制度にしようという司法改革宣言をしたわけです。

ただ、法曹人口増については、とても大変な騒動が起きるわけです。ご承知のとおり、日弁連は法曹人口の増大については、一貫して会内で大きい対立を抱えています。職能団体だと割り切れれば、競争相手が増えるのは困るから、法曹人口は少ない方がいいと。通ってきたばかりの人たちの団体ですから、通る前の自分の苦労はさておいて、通った後だから、合格者は少ない方がいいという議論が巻き起こるわけです。法科大学院卒業生も通った後で少ない方がいいと言う人が多くて、とても困っているのです。僕は「蜘蛛の糸卒業生」と言っているのですが、芥川龍之介の（笑）。皮肉ですがそういう現実があります。

昔も合格者を700名に増やそう、もう少し増やそうということで、とてももめました。パワーポイントの黄色で印がついている部分、日弁連の決議が三つ並んでいます。丙案を受け入れる際、日弁連は、法曹人口は外部の人の意見を聞くのではないかということで、法曹養成制度等改革協議会を作ったわけです。日弁連は、検察庁がもっと明るく、開かれた、生きがいのある職場になれば、法曹人口を増やさなくても、検事の希望者は増える。合格者が500人でも600人でも増えるのだと主張したのです。有識者など外部の人は、きっと日弁連の言うことを理解してくれる。そういう甘い考えで1991年に法務省や最高裁の協力を得て法曹養成制度等改革協議会が作られました。

しかし、その協議会で外部の有識者のほとんどが、700人をはるかに上回る1,000人あるいは1,500人の法曹人口大増員論で一致したわけです。自らが作って、自らの意に反する意見で統一されてしまったわけです。ここから、われわれは時々皮肉混じりに、「日弁連の常識、世間の非常識」と自嘲するわけですが、混乱します。マスコミからは、ギルドだと厳しく批判されました。ここにマスコミというカーソルがありますが、みんな批判的な社説で、今も給費制で批判されていますが、特に象徴的だったのは、わずか100名増（800名）を5年間堅

司法制度改革がもたらしたもの

持する旨の1994年の総会決議が、協議会メンバーやマスコミの怒りを買いました。それでもなお、法曹三者間の協議がなかなか進まず改革に着手できなかったわけです。

なぜ法曹三者の協議が進まないと改革が進まなかったのかというと、皆さん方はご承知ないかも分かりませんが、東西冷戦構造のときに、自民党政権下では、青法協の裁判官はけしからんとか、司法や裁判に介入するような動きがありました。そこで1970年、司法のことは法曹三者が十分協議して、それから法律にして、議会上げてきなさいという附帯決議がなされました。それは有難かったのですが、以降、結果的に日弁連が拒否権を持ってしまったのです。そこで、日弁連が「法曹人口増に反対だ」と言うと、三者間の合意ができず、合格者がなかなか増えない。高まる世論の反発を背景に業を煮やした自民党や時の政府が、国会主導・政治主導の司法制度改革という形で踏み込んできたわけです。

以前なら司法制度に立法院や内閣が入ってくる、新聞社説などで大批判が起きるところですが、日弁連があまりにギルド的な決議や対応をしたために、自民党が「司法制度改革を、これから政治主導でやるのだ」と言い出しても、マスコミも何も言わなかったのです。むしろいいことではないかという社説もありました。世論を敵にした報いでしょうか。そういう経緯で、司法制度改革審議会が内閣の下で、でき上がったわけです。座長をされたのが佐藤幸治先生だったわけです。

ある意味、日弁連バッシングから始まったのが、司法制度改革審議会だといってもいいと思います。日弁連に任せておいたら、法曹三者に任せていたら、司法制度改革は進まない。先ほどありましたが、「質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」ということも進まない、ということで、1999年に内閣の下に司法制度改革審議会ができると、アンチ日弁連のエネルギーがたまっていたこともあるのでしょうか、改革を求めるエネルギーは高

く、また日弁連も路線を変更してというか、変えなければ置いていかれるとわかっていましたから、一緒に改革を進めることとしたので、わずか1～2年ぐらいの非常に濃密な審議の結果、意見書を出しました。これが司法制度改革の政府としての出発点であったということです。

司法制度改革の歴史を語るのが今日の趣旨ではなくて、内容を申し上げるのが今日の趣旨ですから、この程度にしておきます。

日弁連が法曹人口増について徹底して反対したので、世論を敵にしまいました。そこで自民党などが司法制度について、国民の目線で司法制度を改革すべきだと言い始め、小泉総理大臣の規制緩和路線とも相まって、自由競争の受け皿として、セーフティネットでもある司法制度を幅広いものにしよう。司法の活躍分野を大きくしよう。それから、日弁連に拒否権があるような法曹人口の在り方については、日弁連の拒否権を認めないということになっていったわけです。日弁連の会長をしながら言うのはおかしいですけれども、歴史を見ると残念ながらそれはやむを得ないことだったろうと思っているわけです。

## # 8 民事司法制度の改革

その結果民事司法ではこのような改革が行われました。特に労働審判が好評です。これはご承知かもしれませんが、3回の審理で結論を出す。しかも労働者側、経営者側の委員、裁判官と合計3名で、両方の言い分を聞いて、3回目で結論を出す。早い、それからフェアだということで、非常に評判のいい制度です。

また、法テラスという、後で出てきますが、今まで扶助協会といって日弁連が生み育てていた組織ですが、貧しい人のための司法へのアクセスを増やすということで、独立行政法人として、国の機関となりました。

また、行政訴訟については門前払いが極めて多かったのですが、これも管轄を広げ、行政へのチェック機能を強化しようという改革も行われました。知財

司法制度改革がもたらしたもの

高裁もできました。これらの制度は、すべて司法制度改革審議会の答申に基づいて立法化されたものです。

## # 9 刑事司法制度の改革

刑事司法はそれ以上に大きく改革されました。被疑者国選と、裁判員裁判が導入されました。裁判員裁判は、皆さま方、毎日のように新聞の見出しに載っていますから、ご承知かと思えます。犯罪被害者の刑事裁判への手続参加もあります。

最後の、検察審査会の議決に拘束力を持たせるという制度改正です。政治家はみんな反対するだろうと思っていましたが、これもあっという間に通りました。本当は1本だけでも大ニュースとなるような改革が、30本も法案となって通過したので、政治家も気が付かなかったのでしょうかね。

## # 10 司法制度を支える人的基盤の整備

人的な基盤の整備、これは皆さん方の法科大学院が非常に大きい目玉の一つですが、言い換えれば司法試験合格者数の増加ということです。少し前は、合格者700人でどうのこうのと散々言っていたのですが、取りあえずグラフを見ていただきますと、1999年の司法制度改革審議会設置のころから合格者がずっと増えています。また少し減り気味ですが、これは後で話をしたいと思います。

法テラスという制度、新司法試験の制度、弁護士の国際化、そして隣接士業、司法書士簡裁代理権、下から2番目は、下級裁判官指名諮問委員会、地味ですが、非常に大きな効果をもたらしました。最高裁判所がすべての人事権を持っていたため、気に入らない裁判官は左遷されるとか、その結果、上ばかり見ているという「ヒラメ裁判官」の存在が批判されるようになり、思想信条で差別しないために、外部委員を入れた諮問委員会を作りました。



ご承知のように裁判官は10年ごとの再任制度ですが、裁判官の再任をするときこの諮問委員会に資料を出して議論し判断する。修習生からの採用もこの指命諮問委員会を通すというルールになったわけです。

これが運用された結果、思想信条による再任拒否という疑いは消えつつある上、困った裁判官を堂々と排除できるので、法務省の人が、冗談半分でしょうが、「私のところもあんな制度を作っておけばよかった」「とても変な検事がいて、首を切るのに困っている」というようなことを言っていましたけれども、そのような改革も行われたわけです。

### #11 国民的基盤の確立

国民的基盤の整備は、何をおいても大きいのは裁判員制度の導入です。

それから、検察審査会決議の拘束力が強化されたことです。先ほど触れました。しかし、これが唯一の検察改革であったのですね。これまでは起訴を独占するのは検察官であったわけで、99.8%とか99.9%の有罪率を誇りながら、無罪になりそうなものはみんな起訴しない。極端かもしれませんがちょっと手間のかかりそうな事件はみんな起訴しないと、僕らは陰で、起訴すべき事件を起訴しないのも問題だと言っていたのですが、ともかく不起訴も起訴も全部、検察官の専権であったのです。これに唯一、穴を開けたのが、検察審査会の決議が拘束力を持ったことです。

### #12 特に注目を浴びる改革

今回の司法改革の中で特に注目を浴びるのは、裁判員制度、法テラス、法曹人口です。

法テラスは皆さんご存じでしたか。学生さんだけで結構です。教官には聞きません(笑)。知っておられた方、手を挙げていただけますか。浸透率、4割。分かりました。

市民の司法解決へのアクセス確保のために、法テラスができました。

それから、皆さま方が一番関係する法曹人口の拡大。これは幅広い司法、身近な司法を実現するためのインフラとして必要なのだということ。そういう意味で法科大学院に期待するところが大きいわけです。

私も日弁連会長のときに「法科大学院をもっとつぶせ。定員をもっと下げろ」と言っていましたけれども、別段憎くて言っているわけではなくて、法科大学院が健全に育つためには、質的な充実が大切であり、そうでないと乱立した法科大学院で学ぶ学生がかわいそうだという思いであったわけです。

### # 13 裁判員裁判の実現

さて、裁判員裁判は司法制度改革の最後の仕上げとして実施されました。今回の司法制度改革を一番象徴する制度であったと私は思っています。

「世界標準、司法への国民参加」との見出しは、外国では陪審あるいは参審として市民の直接参加が実施されているからです。陪審は1回限り、日本の裁判員も1回限り、その事件限りです。参審というのは任期があって、市民が裁判官と一緒に任期中の裁判について合議にも参加するという制度ですが、いずれにしても市民参加は世界標準です。今、大国で市民参加がないのは中華人民共和国くらいですか。スペインのフランコ総統が倒れたときも、ロシアの民主革命が起きたときも、真っ先に復活したのは陪審員裁判です。何年か前にロシアの弁護士会が来て「市民参加がない、日本は非民主的ではないか」と言われた時には、何となく釈然としませんでしたが、それぐらい市民参加は世界標準であるということです。市民を信頼するということです。

それから、「透明な社会（司法）作りに資する」目的というのは、今までプロだけの手続きですから、市民が参加する前提として、市民に分らなければならない。裁判官、検事、弁護士だけが分かる言葉のやりとり、傍聴していても分からない議論は、やめようと。

それとともに市民が参加して、裁判全体の手続も、裁判員中心に変わってくる。密室で作った調書に頼らず、公判廷のやりとりが中心になって手続も透明になる。そして市民が一番重要な判決にまで、死刑判決にまで関与できるわけですから、「司法の敷居」が、それほど市民にとって高いものではないと実感できるのではないか。市民が死刑判決までできるのだから、行政手続の重要な手続に市民が参加する透明な社会作りを目指しやすくなる。こういうさまざまな狙いを込めて、裁判員裁判を施行しようとしたわけです。

#### #14 施行間近に起こった裁判員裁判への反対論

施行間際に起こった反対論は、いろいろあります。

##### ① 裁判員の負担から来る消極的な世論

まず、市民の皆さんから「こんなものは、かなわない。日常生活を中断して参加しなければならない。今の裁判官裁判は十分信頼できるではないか。われわれに死刑判決まで下させるのか」。こういう消極的な世論、世論調査の結果はずっと変わりませんでした。

##### ② 被告人の人権保障が十分か

人権派の弁護士さんや、元裁判官の方から「こういう大衆裁判のような制度で、被疑者・被告人の権利を守る法改正が不十分ではないか」と、人権保障の面からの反対論もありました。確かに裁判員裁判は、人権を守るために出てきた制度ではないのですよね。ここは少し微妙なんですけど、基本的には市民と司法の垣根を低くする、そして透明な司法を作るという大きな目的があって、出てきたわけです。そういう意味では、人権保障が十分かと聞かれれば、まだまだ不十分なところもあると、しかし今までの調書中心の裁判よりは必ずよくなるはずだと考えているわけです。

##### ③ 元裁判官、弁護士らの危惧

われわれ玄人が一生をかけてやってきたものを、素人が多数決で決めるとは

司法制度改革がもたらしたもの

何ごとかという、プロにありがちな「素人に何ができるか」という反対論は、元裁判官、元検察官から非常に多かったのです。

#### ④ 憲法違反ではないか

もう一つは、憲法違反ではないかと。裁判官の裁判を憲法は保障しているのであって、素人が判断できるというのは憲法規定にはない。陪審員裁判をやっている国も参審をやっている国も、素人の人たちが裁判に参加できるような憲法を持っているぞ、裁判員制度は憲法違反だという反論がありました。

しかし、日本国憲法を作ったときに、陪審も参審もあり得るように、戦前の憲法の条文を少しずついじっているのです。明治憲法は、「裁判官による裁判」を受ける権利を定めていたのです。今の憲法は、「裁判所による裁判」を受ける権利と変えているのです。なぜこれを変えたかということ、陪審員裁判を想定していたのだということが、当時のいろいろな議事録を分析しても明確に分かるので、憲法違反ではないという学者、京大の土井教授などですが、的確な反論がいろいろありまして、今、④は決着が付いてきているかと思えます。

#### ⑤ 守秘義務、問題点の検証が困難

裁判員には守秘義務があるので、後から検証ができないではないかと。この批判を考慮して、最高裁は裁判員に詳細なアンケートを取っており、その結果を日弁連などにも渡すようにしています。裁判員の固有名詞は入っていませんが、どの裁判か分かるような形にして、どんな点が分かりやすかった、どんな点が分かりにくかったという形で、一定の検証が可能ないようにしています。

#### ⑥ 日本人に合わない、だから戦前の陪審裁判は失敗した？

もう一つは、日本人には合わない。これはいつも聞くのです。シャイだとか、裁判官の前で議論できないとか。僕は決して日本人はシャイだと思わないし、議論ができないとは思いません。

昔の陪審員裁判が失敗したではないかという反論があるわけです。ただ、昔の陪審員裁判は無罪率が高かったのに、被告人や弁護士からなぜ利用されな

かったかというのは、理由があったのです。もし有罪になったら、泊まりこみの陪審員の費用は全部、被告人が持たなければならない。無罪評決が出て、裁判官が気に入らなければ、陪審員の構成を変えて審理のやり直しができたのです。無罪評決を再度出せばまた、やり直しになる。こんな裁判を、誰もみんなリスクを冒して受けません。そういうことで、だんだん腐れていった。弁護士も、リスクは多い上に手間がかかる陪審員裁判を避けたのです。

それでも高い無罪率や記録に残っている陪審員の熱心さ、警官に対する尋問の鋭さは特筆すべきものがありました。しかし当時の陪審員裁判には、決定的な憲法上の限界がありました。天皇陛下が任命した裁判官、とても偉い、要するに天皇陛下の身代わりで裁判をしているわけですから、民間の陪審員の判断を優先させ、そういうえらい人たちの権限を、最終的に奪うわけにはいかなかったことが、戦前の陪審員裁判の失敗の原因でした。日本人に向かなかつたからではありません。

足を引っ張るといって語弊がありますが、いろいろな危惧や不安、消極的な世論も踏まえて、理由はいろいろあったので、反対する声も、一つの政局になったりもしました。民主党まで反対するとか、社民党も反対する、共産党も反対する、立法当時の与党だった自民党も内部で「本当は、私は反対だ」という人まで出てくるということで、一時はどうなることかと思いましたが、このとき私は必死で動き、また会長声明も出しました。

#### #15 対応する日弁連の動き

これはなかなかいい会長声明だったと思いますが、誰も言ってくれません。いや、本当は何人かの各方面の識者から「めずらしく良かった」という皮肉まじりに褒めていただきました。

また、論説委員やマスコミとの懇談会で世論づくりを一生懸命しました。誤解に基づく反対論も多かったので、国会議員との朝食会や、弁護士政治連盟と

司法制度改革がもたらしたもの

政党との朝食会をしました。弁護士政治連盟はなかなかいい団体で、業界？の政治団体は、自分たちの権益拡大のためにしかやっていないのがほとんどですが、弁政連は法テラスの予算など司法制度改善を主に訴える朝食会をやっていました。

#### #16 2009/10/1 法の日の三者記者会見

写っているのが私と、真ん中が検事総長、右端が最高裁の事務総長ですが、裁判所や法務省と共同でジャパン・プレス・クラブなど記者会見もしました。

#### #17 刑事手続の変化

また、ポンチ絵を持って、各政党の幹部をお伺いしました。言いたいことを1枚のビラにして持っていくのです。というのは、あの人たちは忙しいし、文章を書いても読んでくれないし、分かりやすく書かないと駄目なので、ポンチ絵にしました。裁判員裁判が実施されると、刑事裁判がどう変わるかという説明図です。こうして見ると、法律で決めて立法化したのは、わずかなのです。

被疑者国選弁護がまず導入されました。捕まった直後から弁護士は準備しないと、迅速な裁判ができない。起訴されてから選任されるという、それまでの制度であったら、起訴されて「こんにちは。あなた有罪を認めますか、無罪ですか」「あなたの弁解を調べましょうね」と言っている間に、1週間、2週間経ってしまうということで、被疑者の段階から弁護士が付きましょうという制度を設けました。

また、公判前整理手続が設けられて、そこで出すべき証拠は出しなさい、見せなさい、しかも今までは検察官が証拠を見せない、最近は見せないどころか、証拠の偽造までしますが、捜査当局に不利な、ということは被告人に有利な証拠は、見せない。「当たり前だ。われわれは法廷で争っている当事者だから」という理由で見せなかったのですが、これを事前に見せるようにしよう。新しい

証拠が少しずつ出てくるのでは、では反論を次回公判までに検討してという形で、五月雨審理方式になってしまうからです。そこで、事前に出すべき証拠は全部出しましょうという制度になったのです。その代わり始まった以上は、連日開廷となりました。

ですから、裁判員裁判というのは、本当を言うと、法律で決めている事項はそれほど多くないのですが、それを支えるため、刑事裁判の運用面は大きく変わりました。捜査で言えば、例えば弁護人が、殴られた、打ち合わせができなかった、ひどい捜査だと言うと、真偽を確認するため裁判が長引くというので、弁護士から接見の要求があったら、必ず会わせると警察や検察が通達を出したのです。通達を出す前は、事実上、理屈をこねて会わせなかったのです。僕なども、何度か接見ができなかったことがありました。取調べ中と言われると、なかなか会えなかったのです。しかし裁判員裁判では弁護側の準備ができなければ困るわけです。必ず会わせるようにしよう、会わせなかったときは、その後で、すぐに会わせるようにしようという、運用改善が行われました。接見の時間も昔は15分程度でしたが今は1時間は認められるようになりました。証拠開示に関する争いも、裁判所の権限が強められました。

また、供述調書、今まではすごい量の調書は、別に珍しくはないのです。殺人事件ではもちろん大量ですが、普通の窃盗罪でも分厚い調書がありました。裁判員対象事件は重大な事件を扱うので、その大量の調書を裁判員は家に持って帰って読めません。裁判官は一人だからこそ、裁判所のマイクロバスに官舎までみんなと乗って帰って、その記録を官舎の机の上に積んで、官舎で記録を読むという生活ができたのですが、裁判員はそういうことはできません。従って、調書の数をぐんと減らしました。減らさざるを得ないわけですね。

調書の内容をビジュアル化する。あるいは調書の内容をまとめてしまう。5つぐらいの調書の一つにまとめる、しかも簡略化することが行われています。また、重要な調書や証拠を後で出すことができない。一発勝負になったので

司法制度改革もたらしたもの

す。弁護士の一部の方から見ると「後で有利な証拠が分かったときにどうするのだ。弁護側の立証は許すべきだ。」という議論があるのですが、五月雨審理を防ぐための法改正を行いました。

裁判員裁判は、法律的にはそれほど大きく変わったわけではないのですが、運用は様変わりしました。

日弁連としては、今後とも取調べの全過程の録画や、証拠の全面開示、さらに保釈の運用改善を求めています。身柄を出してもらわないと、打ち合わせができない。連日開廷ですから、たっぷり打ち合わせしようと思うと、裁判を終えてから拘置所に行かなくては駄目だ。そうすると、夜帰ってきてから、また明るく日の準備をしなければならない。弁護人にとって非常に負担があるので、できるだけ保釈をしてくれということです。

#### ＃18 結果はどうだったか？ 裁判員の不安は克服されたか？

裁判員の不安は克服されたのかということ、裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみたい」「やってみたい」というのが大体30%です。私は、これは極めて高いと思っていました。

私はアメリカの陪審員裁判を見に行ったことがあります。100人ぐらい呼び出されるのです。陪審員としてやってもらうかどうかという審問があるのですが、みんな審問室に入って行って、陪審員に選ばれなかった人は、うれしそうな顔をして出てくるのです。選ばれた人は肩を落として出てくるので、誰が選ばれたかがすぐ分かるのです。日常生活を断ち切るのです、日本だけでなく、この国でも嫌なのです。

私は大体30%というのは、いいなと。というのは、検察審査会に選ばれた人も、ほとんど同じ比率なのです。

参加した結果はどうだったか。「非常によい経験と感じた」。この括弧内の数字はごく最近のトータルのアンケートで、括弧内でないのは直後6カ月のアン



ケートですが、「よい経験だと感じた」「非常によい経験だと感じた」という比率は、ほとんどトータルで変わっていません。

そういう意味で、これを見て、国民の事前のいろいろな批判も、大体収まってきているのかなど。なお、念のために申し上げますと、任期6ヶ月の検察審査会の審査員を終わった人も、ほとんど同じ比率で満足度は高いのです。

### #19 法廷での説明等は分かりやすかったか

さて、検察官、弁護士、裁判官の法廷での説明は分かりやすかったかという、裁判員に対するアンケートです。これは「分かりやすかった」が検察官で80%、最近では数字が落ちて77%です。弁護士では49.8%、さらに最近では数字が落ちて47%です。裁判官では90.7%から89.5%となりました。弁護士の評判が非常に悪いわけで、この数字をどう見るか、もともとは有罪の人が多から苦しい弁明が多いと。苦しい中で何とか分かってもらおうと思って、説明するものですから、ひいては分かりにくいという評価になるのは仕方がないのかと思うのですが、なお努力しなければならないと思っています。

### #20 刑事弁護の活性化、#21 取調べの可視化

刑事の司法制度改革の最大の直接的な効果は、刑事弁護が活発化したことです。さらに、われわれは取調べの可視化を求めています。これもポンチ絵のビラを1枚持って行って、国会議員の方にご説明するのです。

今現在、一部の録画が行われていることを知っておられますか。ちょっと手を挙げてください。1人ですね。認知度が少ない。

自白後、自白が任意で行われたかどうかということを検証するために、一部録画が行われています。なぜ自白したのかという経過を撮ることに本当は意味があるのに、自白した後でこれは任意で供述をしていますよということを録画に撮るのは、かえって悪いと日弁連は批判しています。保釈で出してもらいた

い一念で嘘の自白をしても、自白後のビデオでは分かりません。「やっていない」「それでは保釈しないぞ」という双方のやりとりが映っていてこそ意味があるのです。ただ、日弁連は、批判しつつもこの導入には徹底的には反対できませんでした。全警察にビデオ装置が入ること自体は、やはり一歩前進だという思いがあって、次の全面可視化に向けての一步だと、危険だと分かりつつも、反対に躊躇がなかったとは言えません。

台湾、韓国、香港といった国々では、既に全面可視化が行われているということは知っていましたか。韓国でも台湾でも行われているのです。別に全面可視化したからといって、治安が悪くなったという国はありません。

自白が取れなくなると治安当局は反対しているのですが、考えてみると、警察の、1日の半分以上の仕事は調書を取ることです。しかも、自分たちのストーリーを押し付けた作文によって、裁判官に「こういう自白をしましたよ。本当に涙を流しましたよ、本人しか知らないことも言っているから、この調書は信用できますよ。最後にはんこも押ししましたよ」というための調書を取ることに、時間を取られているのです。私は録画によって、その半分を解放してあげたらと。というのは、ほとんどの犯罪で、8～9割は自白しているのだから、それをテープに撮ったら、あとの8割で町に出て行って犯罪を取り締まれと言いたいわけです。その方が、治安は絶対よくなると考えているのです。取調室にこもって警察官が調書を書いているより、町に出ている方が、ずっとプレゼンスがあると思うのですが。

## ## 22 アメリカの捜査官も取調べの録画を支持

アメリカのイリノイ州で、取調べの可視化が行われました。これを推進したのはオバマさんで、オバマさんが州選出の国会議員のときに、可視化を実現しました。ただし、殺人犯だけです。それでも、われわれは前進だと思っています。というのは、殺人犯こそ死刑になりかねない犯罪ですから。このときに、

イリノイ州の取調官は反対しました。しかし、今はどう言っているかということ、苦情がなくなった。陪審員に文句を言われなくなったということで、被疑者にとってもみんな Win-Win の関係になっているわけです。

可視化には時々予想外の反対論があって、「ずっとテープを撮ったら、20日間のテープを弁護士は見るのか、そんな時間はないだろう」、「裁判官は見るのか」というものです。アメリカでもイギリスでも、どこの国でも誰も見ません。そんなものはテープに撮っていると分かればいいのです。そうすると、目の前にある調書がうそではないと分かりますから。ビデオテープがあるというのは担保であって、誰も見ません。私もアメリカのプリトリアルを見ましたが、検察官が弁護人に「はい、調書」とぱっとビデオテープを渡していました。ビデオテープに紙が付いていて、何かなと思ったら、このビデオテープには何が書いてあるという調書なのです。それだけで十分なのです。争いがなくなれば、誰も時間をかけてビデオテープなど見ないわけですから、 unnecessary 心配だと思っています。

### #23 取り残された検察改革

調書に頼った裁判が横行しているので、村木さんの事件が起きました。しかも被告人に有利な証拠物を不利に書き換えた上で、共犯者に返したわけです。

私は共犯者の弁護人から聞きましたが、今回も裁判員裁判ではなかったのですが、公判前整理手続が行われ、証拠開示が行われました。全面開示ではないけれども、かなりの証拠が出てくるようになったのですが、そこで捜査報告書として、検察事務官が作ったフロッピーディスクに関する記録が、開示されたのです。それが証拠開示で弁護人の手に渡っていたわけです。

そこから弁護人は悩んだそうです。書き換えられたフロッピーを見ると、「あれ、捜査報告書と違うではないか。これは陰謀だろうか。誰の陰謀だろうか。どちらかが間違っているのだろうか。内容の違うフロッピーが2枚あった

司法制度改革がもたらしたもの

のか。」と。法廷に出そうかどうしようか迷って、結局フロッピーディスクは出さなかったそうです。そのうちに、新聞が偽造をすっぱ抜いたということになります。

本件では証拠開示手続や公判前整理手続が機能したため、検察庁の証拠偽造がばれました。

この事件を契機に設置された「検察の在り方検討会議」に、私も委員として入っています。何をやるのかというと、取調べの可視化を含み、取調べの適正化にメスを入れようということになっています。

#### #24 主な論点は何か

取調べの可視化にはもう一つ、カメラの前では自白しないマフィアや暴力団の犯罪はどのようにして取調べをするのか。代わりに盗聴、司法取引や、おとり捜査を認めなければならない。自白に代わる代替的捜査手法を入れなければならない。その検討がまだ済んでいないので、可視化は無理だということを6年ぐらい前から言い続けています。代替的捜査手法の研究がまだ不十分だと言い続けてきました。

しかし、政府は、全世界の主な大使館に、必ず検察庁派遣の検事のアタッシェや、警察庁のアタッシェを置いているのです。韓国にもいますし、中国などには警察庁、法務省、最高裁から3人もいます。こんな布陣を何年もやっていて、代替的捜査手法の検討が進んでいないはずがない。われわれはずっと言っているのです。単に引き延ばしのために言っている、このごろは捜査当局が「可視化の代替的捜査手法」と言うと、僕は揶揄して「可視化引き延ばし手法」と言うのです。子供のけんかみたいですがそれでも。

それから、特捜部捜査の問題も深刻です。普通は警察が捜査して、検事が起訴できるかどうかをチェックして、警察捜査の不備をたたくのです。ここの証拠があるか、ここは矛盾していないかチェックするのです。被疑者も呼んで、

警察の捜査と矛盾がないかを自らやるのですが、特捜部にはそういう手順がないのです。捜査から起訴そして公訴まで身内だけで自己完結しているのです、これが今回のような事件を引き起こした原因ではないか、という批判ですね。

それから、検察官倫理。われわれは司法研修所で、「白表紙」と呼んでいる教材を渡されます。弁護士講義案もあり、その中には、弁護士倫理が多くのページを割いて書いてあるのです。悪いことをしてはいけませんとか、相手からお金をもらってはいけませんとか、相手の弁護士の悪口を言ってはいけませんとか、たくさん書いてある。法科大学院でも弁護士倫理を中心に教えられていると思うのです。しかし研修所の検察講義案を見ると、検察官倫理は1行もないのです。有罪を取ることだけが仕事ではない、被告人の人権も守る。被告人に有利な証拠が発見されたら、それを臆せず法廷に出すこと。無罪判決を受けた検察官にバツンを付ける人事評価制度をやめなさいということです。

これはアメリカでは当然のことですし、全世界的に、検察官の倫理はそういう方向に行っています。日本でも絶対に採用してもらわなければ駄目です。

## #25 司法改革もたらしたもの—法曹養成分野

肝心の法曹養成制度です。司法試験合格者を増員しましたが、活動領域の拡大は放置されていました。法曹人口を増大しろと、経団連とか役所は、「われわれが採用するのだから司法試験の合格者の領域が広がる」と言ったのです。そして3,000人と打ち上げたのです。

ところがやってみると、企業はなかなか採用しないのです。身近な人が最大の敵で、企業の法務部員が自分の部下に、弁護士資格を持った人が来るのをじゃま扱いしているのではないかと、そういう身近な人が抵抗するといううわさを聞きます。弁護士資格がなくても、われわれは十分やってきたという成功体験です。

それから公務員も、国家公務員試験を通してくれと、まず言うのです。けれ

司法制度改革がもたらしたもの

ども、国家公務員の試験時期と採用時期は、司法試験や、司法修習の開始時期が違うのです。何とかしてくれと言うのですが、何の手当もしない。法曹人口だけ増やせと提言をしながら、別に佐藤先生の罪ではないですけども、その後のアフターフォローがちょっとまずかったなと思っています。

この前、私は京大法学部の同窓会で講演を頼まれたので、出席されていた教授の方々に「京大のように iPS 細胞など、いろいろ発明している大学に、弁護士資格を持つ人が誰もいない。ライセンス交渉などどうしているのか、自己矛盾ではないか。」と言ってきました。きっと近畿大学も、何人か法科大学院の卒業生を取るべき時期ではないかと思っています。こういう意味で、新人弁護士の採用難が深刻です。

もう一つは、お金がかかるという問題もあります。奨学金などの拡大も必要だと思っています。ところが、われわれ日弁連は法科大学院の情報も入ってこないし、司法試験の情報もあまり入ってこないし、修習生の情報もあまり入ってこないのです。みんな縦割りなのです。

法科大学院は法科大学院協会で、仲がいいか悪いかは分かりませんが、法科大学院の中で完結しているし、司法試験をやるのは法務省だし、修習は最高裁だしという形で縦割りで、共通した理解の下でいい制度を作ろうという基盤がなかなかないのが問題だと思っています。

## #26 ひずみの解消を提唱

そこで私は、会長に当選してからは、合格者を誰も出さない、ほとんど出ない法科大学院については、定数を大幅に減じる、あるいは市場から退去すべきだと申し上げました。私は理想として、入学人数は制限して、その代わりに、法科大学院に入れば幅広い勉強をして、大多数が司法試験に通っていくという制度にすべきだと思っているからです。

## #27 司法試験合格者数の推移と目安

合格者数のペースダウンを言い始めましたが、おかげさまでペースダウンになってしまいました。目安は上の段で、下が実績です。

## #28 ペースダウン後の状況

そういう意味では、皆さん方には申し訳ないですが、弁護士会ではペースダウンがうまくいったから、さらにもっと人数を減らせと。日弁連の言うことは意外とよく通るではないかということで、本当に困ったものです。ただ、日弁連がいくら人口を減らせと言ったところで、先ほどご説明しましたように、昔の三者協議のようなものはないですから、日弁連が言うだけでは、誰も言うことを聞きません。

私は弁護士自治あるいは日弁連活動は、世論の支持がないとたないものだと思いますが、それを無視したギルド的主張が結構多いのが困っているところです。皆さま方も卒業されたら、決して蜘蛛の糸卒業生にはならないように、後輩を温かく迎える先輩になっていただきたいと思っています。

## #29 司法改革がもたらしたの一法テラスの役割強化

法テラスはまだまだ認知度が少ないのですが、日本のセーフティネット、貧しい人が司法にアクセスするという制度が遅れているという状況を改善しようとするものです。

ただ、コールセンターなどでは40万件、地方事務所で24万件の相談があるのです。「私はこんな問題を抱えているけれど、どこに行ったらいいのか」。電話ではすぐに具体的な法律相談をやるわけではないのですが、こういう制度を利用して、弁護士あるいは司法の活躍の分野を広げようとしているわけです。

### #32 世界の司法改革が向かう先

日弁連会長の任期中はもちろん、辞めてからも、世界各国の弁護士会会長などと、よく意見交換をします。感じたことは、弁護士の世界は大きく変わりつつある。どこの国も司法制度改革を唱えています。

共通しているのは、依頼者パワーの増大です。依頼者にとって何が一番いいのか。依頼者、いわゆる消費者にとって、どういう制度がいいのか。ヨーロッパ(EU)の域内ではどこの国で弁護士資格を取っても域内のどこの法廷でも活動できます。例えばドイツの弁護士がフランスの法廷に立つのは自由です。フランス語さえ流ちょうに話せば、自由です。ドイツ弁護士という肩書さえ書けば自由です。そういう時代になっています。

それどころか、法律事務所の経営を弁護士以外がやることも可能となりつつあります。巨大な資本を持って、大きい法律事務所を構え、たくさんの弁護士を採用して、多様な法的サービスを提供する。こういうあり方も依頼者のためだ、消費者のためだという考え方に移りつつあります。そういう意味で、活動領域が広いです。

それから、法曹養成でも、例えば香港の弁護士会に行って聞いたのですが、香港では、ロースクールが少なく、香港大学など二つか三つです。そうすると、そのカリキュラムに、弁護士会が必ず関与しているのです。というのは、弁護士として最低限このくらいのことを覚えてきてほしいと、弁護士会が注文を出す。少なくともM&Aの講義ぐらいしてきてよと。そのようなことを勉強していたら、司法試験に通らないということもあるのですが、割と密接にお互いが情報交換をする。いつかはそういう情報交換ができるようになるといいと思います。

韓国のロースクールは20校あります。法科大学院生の定数が2,000人、合格者は1,200~1,500人です。要するに、法科大学院の入学で絞る。法科大学院を作った大学は、法学部を廃止する。法律専門家は、法科大学院生だけだという



国の在り姿、アメリカのような在り姿を描いているのです。

しかも20校にそれぞれ特色を持たせているのです。全部3年制ですが、例えば近畿大学だとすると知財を3年間やりなさい、それプラス司法試験を頑張る。別の大学は、司法試験科目プラス税法だという形で、3年間、専門教育をする。それは、それ以外の勉強がやりにくくなるではないかということもあるのだけれど、それが20集まると、モザイク模様で、いろいろな法曹ができる。一番警戒しているのは税理士会であり弁理士会のように感じました。強敵が弁護士資格を持って、3年間専門教育をした人たちが出てくるわけですからね。

日本は金太郎飴方式です。韓国はモザイクで、その代わり国全体、トータルとして法曹の在り姿を見ている。こういうことを、いろいろ学んだわけです。ただ、誇れるところは、頭を打つべきところは頭を打つでしょうけれども、弁護士自治や人権活動を、日弁連が一生懸命にやっているということです。

私は2～3週間前か、中国にも行ってきました。この日中関係が厳しいご時勢なので、さまざまなことを感じました。雲南省に行きましたが、弁護士会の会長は、そこの法務省のトップでした。常勤の事務局長は国家公務員でした。要するに完全にコントロール下にあるのです。北京は、さすがにそれを離れたのですが、しかし、弁護士の質を高めるためにという大義名分で、年間研修が必須になっているのです。三十数時間の研修を受けて、研修を受けた人が、免許証を更新してもらえますのですが、人権派弁護士はその更新に落ちる人が多いと聞いています。その人たちの弁護士資格がどうなっているのか少し気がかりです。

その中でも人権活動を行う弁護士に、心から敬意を表するわけですが、さまざまな国を見てきましたので、一長一短がありますが、弁護士自治や人権活動を守りながら、消費者パワーに応えるような司法制度を作るために改革をしていきたいと思っています。

司法改革の結果、随分垣根が低くなったし、裁判員裁判を典型として、いろ

司法制度改革がもたらしたもの

いろいろな人が裁判にもの申すようになりました。検察庁改革も、今までであったら、とても行われなかったことですが、これも緒に就きました。そういう意味で、司法制度改革で動き出した歯車は、止まらないのではないかと考えています。そのうち、日弁連も仕分けされないように、心して頑張りたいと思っています。

### #29 司法改革がもたらしたもの一法テラスの役割強化

法テラスの話をしました。認知度は少なかったのですが。これは主に貧しい人の弁護士費用の立て替えや法律相談を提供している組織です。これは日弁連が始めた扶助協会が前身で、最初は日弁連が乏しい財政の中からお金を出し、再三陳情した結果、国が3,000万円、4,000万円、立て替え払いのお金を出しましょうとなって少しずつ大きくなった制度です。ところが希望者が随分増えて、業務を拡大すればするほど、国から出ない運営のための人件費の負担が大きくなって、運営する日弁連が財政的に困難になってきましたので、これはかなわないと、国に、運営費も国が出す制度改革をお願いしたわけです。

法テラスという独立行政法人となりましたので、それまで裁判所がやっていた刑事の国選弁護人の選任業務を取り込むとともに、新たにコールセンター業務を開始しました。年越し派遣村など、非常にシビアな格差拡大や就職状況も明らかになってきましたので、今のところ国からの予算も大幅に増え、業容も増えてきました。セーフティネットの充実を象徴する組織となっています。

あくまで弁護士費用の立て替えですから、どんな貧しい人も弁護士費用を返さなければ駄目だったのです。これを、22年度から生活保護世帯は償還免除という制度にしました。これは予算が必要で永年の悲願でしたから、大変にありがたいのです。その枠を広げていけば、諸外国のように、諸外国は立て替え払いではなくて、給付制で、弁護士報酬は渡しきりなのですが、そういう制度になっていく足がかりができたと思います。

そうでないと、DV被害の女性などが、離婚相談に法テラスに来るのですが、弁護士費用は立て替え払いです。だんなから慰謝料でも取れるのなら別だけれども、だんなも金がないとか、単に離婚したくて依頼する人も多いので、弁護士報酬だけ20万～30万円。と言って弁護士にとっても、相手方にいつ襲われるか分からないような事件をするのに、とても採算に合わない費用で活動をするわけです。事務所に押しかけてみたりされます。しかし、本人にとってみると、20万円も30万円もの弁護士費用を後で戻さなければ駄目だということで、みんな二の足を踏んでいたのです。

これが償還免除制度が導入されて、生活保護を受けていれば、弁護士報酬は国が払うという制度になりました。来年度はさらに少し枠が広がると聞いています。DV被害や、その夫との養育をめぐる争いで、困るのは多くは生活力の乏しい女性ですから、とても力強い役割を果たすのではないかと考えているところではあります。

### #30 諸外国と比較してもあまりに低い民事法律扶助予算

国は今国会選報酬を含めて法テラスのために300億円予算手当てしてくれるようになりました。これも国会議員に持って歩く一目で分かるチラシです。

民事の法律扶助にかかる支出額は、イギリスは約2,000億円です。日本は81億円でした。これは国選弁護は外して、民事だけで、22年度予算ベースでは100億強と少し増えています。国民一人当たりでは63円です。これだけしか出していませんよということで、いろいろ訴えるわけです。

イギリスは、弁護士の3分の1ぐらいが国の予算で生活しているので、国の言いなりだという批判もあります。例えばテロ資金のロンダリング（洗浄）防止のゲートキーパーという情報提供制度があるのですが、変な金を扱う客が来たら、国に通告せよと。マネーロンダリングの手助けをさせられそうだったら、国に通報しろと言うのです。日弁連などは、そういうことは守秘義務に反

司法制度改革がもたらしたもの

すると突っぱねているのですが、真っ先に賛成したのはイギリスです。このお金の出方を見れば、国に抵抗はできないのかと思いますが。国の予算で弁護士が生活するというのは、良し悪しです。

ただ、こういう陳情は日弁連だけかと思って、アメリカに行きましたら、アメリカは別の訴え方をしていました。法律扶助に1ドル出せば、国の支出は3ドル助かる。1ドル出して、弁護士の助けを得て、生業に就いたり、悪い道から抜け出したりすると、放置している場合に比べると国の予算が、3ドル助かる。1ドルで3ドルということで、ABA (American Bar Association) は、法律扶助予算の獲得に動いていました。アメリカらしい運動ですね。

### #31 民事司法の改革

今まで、民事司法改革の話は最初に少し触れただけで、あまりしませんでした。労働審判や知財高裁設置、行政事件訴訟法の改正はあったのですが、民事裁判自体はほとんど手つかずだったわけです。もちろん司法制度改革審議会は、30本ぐらいの法案を通したと思いますし、歴代の内閣が掲げた行政改革を含め、いろいろな改革の中で一番成功したのは、司法制度改革だと言われます。しかし、その中で、民事司法については、あまり手がつけられませんでした。

日弁連会内でも、なかなか意思形成ができないのです。というのは、貧しい人の味方をする弁護士もいれば、企業の味方をする弁護士もいれば、法廷中心の民事裁判ばかりやっている弁護士もいれば、幅広く国際業務をやっている弁護士もいればということで、それぞれ立場が違うのです。民事裁判は弁護士が皆、これでご飯を食べている分野です。刑事弁護は、捜査当局との対決という点で一致できる点があるのです。しかし、民事裁判、民事司法になると、百家争鳴の感があり、なかなかまとまらないのです。

例えばデポジション（証言録取）とかディスカバリー（証拠開示）を導入するかどうかの議論があります。私自身は今の日本の民事裁判の真実発見機能は

落ちていると思うのです。大企業に証拠が偏在している。それを大企業から引っ張りだしてくるという手段がなかなかないわけで、私はこういう真実発見機能を増やすためにも、デポジションのように、事前に両方の弁護士が任意に証人調べをすとか、あるいは大企業が持っている証拠を出させる、ディスカバリーなどは導入すべきだと思っています。企業側であろうと、どちら側であろうと、こういう制度は必要だと思うのです。

ただ、デポジションもディスカバリーも、アメリカの最先端に行く、とてもアグレッシブな弁護士がこの制度をよく使う関係で、とてもお金がかかる制度になりました。それに対する批判もまた強いのです。ディスカバリーに本格的に対応しようとする、貸倉庫を借りて、証拠を全部スキャナーで読み込んで分析するなど、もうかっているのはPDFの会社とデータベース会社と一部の弁護士だけではないかというぐらい、いわゆる企業化してしまったわけです。クラスアクションは別にして、貧しい人は、とてもアメリカの裁判に参加できないことになってしまうという、批判があるのです。デポジションも繰り返しやると、やはり資力のある弁護士サイドが勝ってしまうのではないかという議論があるのですが、私は証拠偏在を解消するためには、日本流にアレンジして、いい制度にして導入していったらいいと思います。

私は会長時代に、民事裁判改革をやってほしいと委員会にいろいろお願いしました。意見はまとまりましたけれども、東京や大阪の大きい弁護士会と、地方の弁護士会の温度差はかなりあります。地方の弁護士さんは少人数でやっていますから、デポジションやディスカバリーなど、訳の分からない、制度は入れてくれるなど。今の裁判でちゃんとやれているのだということですね。

今回の日弁連の会長選挙も、地方対都市の対決と言われましたが、民事裁判改革についても明らかにそういう形になっているのです。だから、なかなかまとまらない。日弁連は全国組織ですから、地方会の人もまとまって「やろう」と言ってくれないと、なかなかこの制度改革は進まないのです。私が「やろう

司法制度改革がもたらしたもの

やろう」と言いましたけれども、とても改革はできなかったということです。

それでは、この程度でよろしいでしょうか。勝手なことを言いましたけれども、ご清聴ありがとうございました。